

盛岡広域振興局長告示第64号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年11月6日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352200158	放課後等デイサービスハローさぷり	紫波郡紫波町日詰字下丸森90番地4	令和2年11月1日